

化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会

第 1 回～第 3 回会合で出された主な意見

1 . 化管法の意義及び位置づけ

自主的な活動を促すという法の趣旨が化管法の特徴。化学物質の適正管理を進めることによって有害性のある物質の排出を減らし、リスクをできる限り低減させることが化管法の本質。

科学的な評価をベースとし、予防的アプローチに立った化学物質管理が重要。

衆参両院の附帯決議、総務省勧告等で指摘されている課題への対応状況を検証すべき。

諸外国の制度とその運用状況と比較して、課題を抽出すべき。

国としての化学物質の管理に関する基本的な目標や計画を掲げ、化学物質の環境リスクの低減を目指すための社会的な仕組みを作るべき。

規制と自主的取組のバランスが重要であり、化管法のカバーする範囲と他の規制法との関係を明確にしておくべき。

化学物質に関する情報の流通、リスク評価と管理については、化審法等の他の制度とも密接に関係しており、一体的な検討が必要。

2 . 化管法の施行の状況及び効果

(1) 法の施行状況

PRTR 制度に関しては、地方自治体や業界の努力により、関係者に浸透してきている。

届出漏れについて総務省から勧告を受けており、さらなる実態把握、捕捉率の向上が必要。

化学物質管理方針・計画の策定促進等についても、総務省勧告で指摘されているとおり、状況把握が不十分。

MSDS についても、添付の実態やその内容についてフォローする仕組みがなく、実態把握が必要。

(2) 化管法の効果

制度導入時に意図された PRTR の目的(環境保全上の基礎データ、 行政による化学物質対策の優先度決定、 事業者による自主的な管理の改善の促進、 国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進、 環境保全対策の効果・進捗状況の把握)に、データがどのように役立っているかを検証すべき。

PRTR 制度開始以降、対象物質の届出排出量は減少。

環境モニタリングを継続的に実施している物質のデータからは、多くの物質について、環境濃度の減少との関連も見られる。

排出削減への取組状況は、業種ごと、個別企業ごとに違いが見られる。

引き続き、事業者における化学物質管理状況のフォローアップや、一般環境・事業所周辺のモニタリング等により、効果の把握を続けることが必要。

PRTR データの精度を確保し、発生源を知ることによって、リスク削減につなげることができるが、こうした解析はまだ十分には行われていない。これまでの届出データから何がわかるのか、わからないところを補うには何が必要かを検討すべき。

3 . 自主的な化学物質管理

(1) 化学物質管理に関する目標・方針・計画

化学工業等では、企業ごとに排出量削減目標を持って取り組んでいるところが多い。

事業者による削減の取組や努力成果を公表、開示する仕組み、製品やサービスに表示する仕組みなど、事業者の努力が報われ、社会的に評価されたり、他者との競争で有利となるような仕組みが必要。

毒性が強く懸念される物質及びばく露の可能性の大きな物質の両面から、重点的に管理すべき物質を優先付けし、そのレベルに応じた管理をするべき。

化管法には排出量について何パーセント削減等の目標量がなく、事業者としては取り組みにくい。

化学物質管理計画の提出、管理目標の報告等を義務づけるべき。

自主的取組を国や地方自治体が支援・監視・指導する仕組みが必要。

自主管理目標の設定等については、大気汚染防止法等で対応されており、化管法でその仕組みを設けることは屋上屋を重ねることとなる。

(2) 化学物質管理の手法

化学物質の適正管理に関する指針をさらに具体的に国が示すべきではないか。
事業者の自主的な取組を促進させるツールを開発すべき。

(3) リスク削減のための物質代替

化管法対象物質がどのような物質に代替されてきているかのフォローアップが必要。

物質代替がリスクの削減につながっているかどうかこそが重要であり、そのためにどのような情報が足りないのかを検討すべき。

代替物質については企業秘密であることが多く、把握は難しい。

物質代替がなされる場合にリスク低減の方向に誘導するような仕組みが必要。

(4) リスク評価

リスク評価を誰がどのような仕組みで行うのかを明確にすべき。

地域における環境リスク管理のため、わかりやすく使いやすい地域の環境リスク評価ツールの開発、生態系影響に係るモニタリング手法の開発、モニタリング結果に対する評価指標値の整備などが必要。

(5) リスクコミュニケーション

事業者が様々な手法で排出量削減の努力を実施している状況に関する国民の理解の状況を把握すべき。

事業者によるリスクコミュニケーションを促す措置が必要。

(6) 人材育成

化管法第 17 条第 5 項で人材育成が国及び地方公共団体の措置として定められているが、人材の育成が現状でよいのかを検討すべき。

4 . PRTR 制度

(1) 未届事業者対策

未届事業者対策として、対象者に過度の負担とならない効率的・平易な届出方法を工夫すべき。

未届事業者がなくなるよう、事業者への周知の状況や取り扱い事業者の把握の状況を明らかにした上で、未届事業者には厳しく指導、監督すべき。

捕捉率の向上には、地域の事業者の状況を把握している自治体の関与が重要。

(2) 届出事項

既存の排出量データを十分に活用せずに次々と事業者に取扱量等の新たなデータを求めるのは不適當。

届出項目を追加する場合は、その目的を明らかにし、目的に応じた仕組みを検討すべき。

<取扱量、貯蔵量>

取扱量と排出量を併せて見ることによって企業の自主的努力を評価し、届出漏れを防止するため、取扱量の届出を義務付けるべき。

事故のリスクに関する周辺住民の不安に対応するためには、貯蔵量、蓄積量についても把握することが必要。

取扱量という概念は曖昧であり、中間体の扱い等について定義を明確にしなければ届出の義務づけはできない。

取扱量に占める排出量の割合を集計しても、取組の指標としては意味がない。

取扱量や貯蔵量は住民の知りたい情報であり、公表すべき。

取扱量は企業の機密事項に属し、公開は不可である。

取扱量・貯蔵量の把握については、企業機密の保護に関して、企業の負担とならない仕組みを検討すべき。

<廃棄物としての移動>

下水・廃棄物としての移動について、移動先を届け出させるべき。

廃棄物としての移動について、廃棄物の種類と処理方法を届け出させるべき。

<その他>

製品としての出荷量、排出量の算出方法、排出量増減の理由、管理目標、代替物質等についても、届出またはフォローアップ調査を検討すべき。

(3) 対象事業者

対象業種以外にも建設業など排出量の大きい業種もあり、対象業種を限定せず、年間取扱量の大きな事業者をすべて届出対象にすべき。

取扱量の要件及び従業員規模要件の見直しが必要。特に、従業員が少なくて

も排出量の多い事業者もあり、従業員規模要件は不適當。

取扱量の少ない事業者からの排出が排出総量に占める割合は、一部の物質を除いてはわずか。

届出事業者の半数を占める燃料小売業については、業界団体・事業所へのヒアリング結果等から把握できるものであり、届出とは別の方法で把握可能。

(4) 対象物質

3~5年ごとに対象物質を見直していくことが必要。

使用量(製造量)、毒性データの再評価を行うとともに、届出データの検証を行い、対象物質の選定をやり直すべき。

PRTR 対象物質以外の物質への代替がなされたとき、かえってリスクが増大してしまうことがないよう、対象物質の見直しが必要。

代替化の推進のため、有害性の低い物質は対象とするべきではない。

慢性毒性等だけでなく、地域住民の関心の高い事故のリスクを考えれば、急性毒性のある物質についても対象とすべき。

PFOS(パーフルオロオクタンスルホネート)や多環芳香族炭化水素等も対象物質とすべき。

光化学オキシダントの原因物質についても対象とすべき。

対象物質については、NO_x、SO_x、CO₂も一体化して公表する必要がある。

対象物質数を増やしすぎると個々の物質に対する管理意識が弱くなる懸念がある。

(5) 排出量把握手法

排出量算出には4つの方法(物質収支、実測、排出係数、物性値)が示されているが、これらの使用の実態を把握し、理解のしやすさ、労力などを考慮して改善を図るべき。

中小企業にも負担にならない排出量把握・届出手法を開発し、情報提供を行うべき。

排出量推計の精度(原単位法における排出係数の整備、実測の際の検出下限の扱い等)について再検討が必要。

排出原単位については、排出抑制対策をとれば排出量推計に反映されるようにすることが必要。

トルエンなどの個別の物質までブレークダウンすると、マクロに押さえたイ

ンベントリとしての排出量と個別に積み上げた PRTR の量とで、かなりギャップがあるものが多い。

事故時の排出について、排出量把握手法を整備すべき。

(6) 届出外の排出量推計

届出排出量と届出外排出量で環境への排出の全体が把握できるよう、届出外排出量の推計精度の向上が必要。

届出データは毎年修正されるが、経年変化を評価するため、届出対象外の推計データもさかのぼって修正すべき。

届出外の移動量を推計すべき。

シュレッダーダスト中の有害物質など、届出から抜け落ちているものを明らかにし、推計に取り入れるべき。

届出外推計排出量については、事業者が自ら取り扱う化学物質の排出削減を行うため、市町村別や河川別など、より地域に密着した形で集計すべき。

届出外排出の推定排出源（農地、道路等）も明示すべき。

(7) 排出量の開示・公表

現行の CD による全データ開示で実質公表していることになっており、データの公表には特に支障はない。

個別事業所からの排出量が明らかになることが PRTR 制度の大きな意義であるが、個別開示手続きでは国民にわかりにくいいため、国がインターネットで公表すべき。

PRTR は、国民の知る権利に基づく制度に改めるべき。

開示ではなく公表にすることに関しては、化管法のみならず、他の制度との関連も考慮し、慎重に検討すべき。

排出・移動量以外の情報を届出させる場合、開示・公表が適切かどうか個別に検討すべき。

(8) PRTR データの活用

PRTR データは、リスク評価、モニタリング地点の選定、事業者の指導、国民への情報提供等に使用している。

大気汚染防止法の優先取組物質 12 物質の削減については、PRTR で排出把握がなされている。

得られた情報をどのように解析して、プロセスの改善などの取組に結びつけていくかについて検討すべき。

現状の PRTR データのみでは、一般国民にはわかりにくく、リスクコミュニケーションには使いにくい。有害性データと組み合わせるなど、わかりやすい活用方法について検討すべき。

PRTR データを用いた国民への情報提供については、外国等の先進的な事例を参考とし、濃度予測や地理データとのリンクなど、わかりやすい方法を取り入れるべき。

PRTR データを活用したリスク評価をさらに推進すべき。

(9) 地方自治体の関与

届出のチェック体制の強化、精度の向上等のため、他の許認可情報とのリンクが必要であり、届出事務における地方自治体の役割を強化すべき。

未届け事業者への指導、届出データの精度改善のため、地方自治体の立ち入り権限が必要。

化管法への地方自治体の関与は、他の規制法に基づく指導や環境モニタリング等に届出情報を活かすことに役立つ。

政令指定都市、中核市などにも届出事務を担わせるべき。

5 . 化学物質の有害性に関する情報伝達

(1) MSDS

MSDS の製品への添付の状況、記載されている情報等について、把握・検証が必要。

製品中の物質、消費者や廃棄物処理事業者への情報提供も含めて、MSDS 制度を拡張することが必要。

MSDS をインターネット等で国民に入手可能にすべきではないか。

MSDS に盛り込まれている情報は、一般消費者に使える形になっておらず、一般に提供しても意味がない。

MSDS に記されているような情報を一般にわかりやすい形にして公表すべき。

(2) 製品の表示

製品の含有物質の表示は、環境の観点とともに消費者への直接ばく露の観点から重要。

PRTR 対象物質の含有製品の GHS 表示を義務付けるべき。

(3) 有害性情報の整備

有害性情報の整備については、これを無償で共有すると最初の企業がコストをかけてとったデータを後続の事業者に使われてしまうという知的所有権の問題があり、慎重な検討が必要。

6. その他

(1) マテリアルフローの把握

環境・生態系での挙動、ばく露を含めた化学物質のマテリアルフローを解明することが必要。

製品中の化学物質のフローは、PRTR では把握されていない。エコプロファイル的な情報制度もどこかで作る必要がある。

化学物質・製品のバリューチェーンは複雑であり、マテリアルフローの把握は作業負荷対効果を考慮すれば現実的でない。

(2) 見直しのスケジュール

これまでの PRTR データからは、全体としての排出削減の効果は見られるが、さらなるデータの解析が必要。

もう 1、2 年現行制度の下でデータを集積し、現状の解析を充分実施し、未解明点の整理を行った上、今後の対応を検討すべき。

4 年分のデータを検証することにより、業種や対象物質の見直しは可能。この見直しの機会に、法改正も視野に入れて議論すべき。